

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正

一 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び生徒の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定すること。

（別表第一、別表第二、第二十四条の二第二項、第二十五条第二項及び第二十五条の二第二項関係）

二 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される十二月期の期末手当の支給割合を百分の百六十七・五に引き上げること。（第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項関係）

第二 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正

一 子以外の扶養親族に係る扶養手当が支給されない職員等について、政令で定めること。

（第十二条第一項関係）

二 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される六月期及び十二月期の期末手当の支給割合をそれぞれ百分の百六十二・五とすること。

(第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項関係)

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行し、第一の一の規定は、平成二十八年四月一日から適用すること。ただし、第二の規定は、平成二十九年四月一日から施行すること。
- 二 最高の号俸を超える者の俸給月額の切替え等について規定すること。